

平成 18 年 第 4 回定例会 （第 6 日 12 月 22 日）

〔討論〕 沖本

おはようございます。議長のご指名をいただきましたので、これより市政クラブを代表して今定例会に上程されております諸議案に対し、賛成の立場を明らかにし意見・要望を添えながら討論を行ってまいります。

初めに議案第 90 号、平成 18 年度座間市一般会計補正予算（第 2 号）についてであります。歳入における地方特例交付金 3,847 万 7,000 円の減額補正については、数値的背景として減税補てん特例交付金見込み額と決定額の差マイナス 3,300 万円余、児童手当交付金見込み額と決定額の差マイナス 2,800 万円余によるものだったとのことでした。また、その要因としては、地方交付金の算定に当たり国の地方財政計画が示される前に見込まざるを得ない中、前年度の実績や県の情報、さらには市民税の税込見込みなどさまざまな状況の変化を予測しなければならないことによるものであり、そういった現状における対応については率直に敬意を表し、理解するものであります。今後においては、理論的な算定方法の研究、正確性を追求していただくよう要望しながら賛意をあらわします。

次に、民生費国庫負担金の生活保護費負担金について、歳入では当初 820 世帯が 827 世帯となったことにより 9,097 万 7,000 円が計上され、歳出では一般財源より 3,032 万 7,000 円がこの額に加えられ 1 億 2,130 万 4,000 円が生活保護法定扶助事業費として計上されました。認定調査については、生活保護法に基づかれ課税調査を行い収入の申告漏れなどの調査を実施、また扶養義務調査を行うとともに、扶養の履行状況に変動があったと予想される場合には再認定などの処理が行われております。さらに、自立を助長させる指導を目的に各世帯の状況に応じた訪問調査を行うことに努められ、平成 17 年度から就労支援事業にも取り組まれた結果、今年度 4 月から 10 月までに 6 名の対象者の中から 1 名の方を自立に導くなど成果を上げられていることは、大いに評価するものであります。

次に、県支出金の教育費委託金、スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業委託金については、当初 67 万 6,000 円から 63 万 3,000 円に減額されております。県への委託金が平成 17 年度より 100 万円減額されたものの委託団体数は増加するといった状況が要因とされ、理解するものであります。しかし、事業そのものの役割は今後も拡充されることが必要であることから、県並びに国への要望を上げられることを望みながら賛意を示すものです。

次に、歳出について民生費児童ホーム管理運営費であります。相模が丘小学校の余裕教室を児童ホームとして増設され、平成 19 年 4 月 1 日より開設するために 299 万 9,000 円を増額されたことは、待機児童解消の施策として一定の評価をするものですが、さきの総括質疑の中でも議論が交わされておりますように、また前任者も述べられておりましたように、今後とも通所における安全確保や将来を見据えた方法論を保健福祉部と教育委員会で十分検討していただき市民ニーズに答えるべき取り組んでいただくよう、要望するものであります。

公共事業の発注者は、公正さを確保しつつよりよいものを廉価でタイムリーに調達する責任を有している。そのため工事内容の特性に応じて落札者の評価要素や競争条件、施工者に求める仕事の範囲等の組み合わせを変え、多様な入札・契約方式を活用することが求められている。これはある方の論文の一節ではありますが、教育費の小学校施設耐震化事業費における耐震診断、耐震設計、耐震工事管理に関しての随意契約について、当局の円滑な工事を進められるという効率化を図る上での判断は理解するものですが、さきに述べた論文の一節からは、この事業に当たっても品質を十分に確保しながら最大限の経費削減を図るべきであるということ言うまでもありません。診断、設計、工事監理のステップにおいては、入札も視野に入れた検討を行うべきであると、要望をしておくものです。

次に、議案第 97 号、座間市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。動物の死体処理にかかわる手数料の関係においては、さきの総括質疑答弁にあったように、条例改正の効果として市負担金の約 7 万 7,800 円の減額、また市の委託業者への電話連絡や納付充当が軽減されるなど、事務改善につながるものとして評価をするものです。施行に当たりましては、市民に対する十分な事前周知を要望するものです。

次に、議案第 98 号、座間市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。厚生労働省がことし 10 月 10 日と 12 月 6 日に開催した要介護認定調査検討会によりますと、初期要介護認定は平成 7 年の高齢者介護実態調査の調査結果に基づき作成され、平成 15 年の改正には平成 13 年の高齢者介護実態調査の調査結果が用いられていること。認定ロジックはその当時の最も優良なサービス提供施設のケア時間をもとにつくられているとされており、平成 13 年当時と比べるとサービスのあり方に関する考え方も移り変わりがあることが予想されております。また、先般の国会においても同様にデータが古いのではないかと指摘がなされていることでもあります。このような背景を踏まえつつ、さらには高齢化が進む現在にあって、介護認定審査会委員の定数をふやすということは、認定の正確性の向上・効率化を図る上で大いに期待するものであり、評価するものであります。

以上の諸議案を含め他のすべての議案についても賛意をあらわし、最後に行政として市民ニーズを正しく把握され、認識論、方法論の充実を図り、事業に反映されることを要望として申し上げ、本定例会に提案されました議案に対し一定の評価をするものとし、壇上から皆さんへ賛成されることを呼びかけまして、市政クラブの代表としての賛成討論を終わります。(拍手)